

滋賀県立 精神医療センターたより

第 10 号 平成 25 年 2 月 発行



目 次

- 新任医師のごあいさつ
- 集団治療プログラムについて
- 医療観察病棟について
- 関西アルコール学会参加・看護師インターンシップについて
- 外来診療・交通のご案内

新任医師ごあいさつ



濱川 医師

昨年 10 月に当センターに着任しました濱川浩です。
平成 10 年から平成 13 年まで当センターに勤務し、精神科全般およびアルコール依存症専門医療に従事しました。
ここ最近では、大阪府下の精神科病院で精神科救急医療や気分障害のリワークプログラムなどに関わってきましたが、この度 10 余年ぶりに当センターに戻る事となりました。
これまでの経験を活かし、滋賀県の精神医療に貢献できるよう努力していく所存ですので、よろしくお願いいたします。

昨年 4 月より、滋賀医科大学附属病院から異動で来ました西田宜代です。12 月に精神保健指定医資格を取得し、業務がより一層できるようになりました。

地域に密着した医療を提供できるよう頑張る次第です。

経験年数が少ないですが、さらに精進しますのでよろしくお願い致します。



西田 医師

アルコール依存症「集団治療プログラム」^{スマーフ}SMARPP^スについて



当センターは滋賀県下で唯一のアルコール依存症専門治療機関として、県内で大きな役割を期待されています。

開設以来、水曜日・金曜日の週に2回、専門医によるアルコール外来診療を実施し、加えて、入院によるアルコール依存症のリハビリプログラム（ARP）を実施し、断酒教育を行っています。

近年、若年者・女性・高齢者のアルコール依存症者が増加しており、入院による治療プログラムに加えて、平成23年4月より外来における集団治療プログラムを毎週水曜日に実施しています。

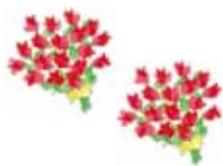
アルコール依存症と診断された外来患者さんの疾病教育や断酒継続の支援などを目的としたプログラムは、ワークブック（SMARPP）を用いて行っています。



さらに、アルコール依存症者のご家族を対象とした「家族教室・ミーティング」も第1・3金曜日の月に2回開催しています。

参加されるご家族に「アルコール依存症に対する理解」を深めていただくとともに、ご家族からの相談もお受けしています。

プログラムは当センター受診患者さんを対象としておりますので、参加ご希望の方は、受診時などに主治医にご相談ください。



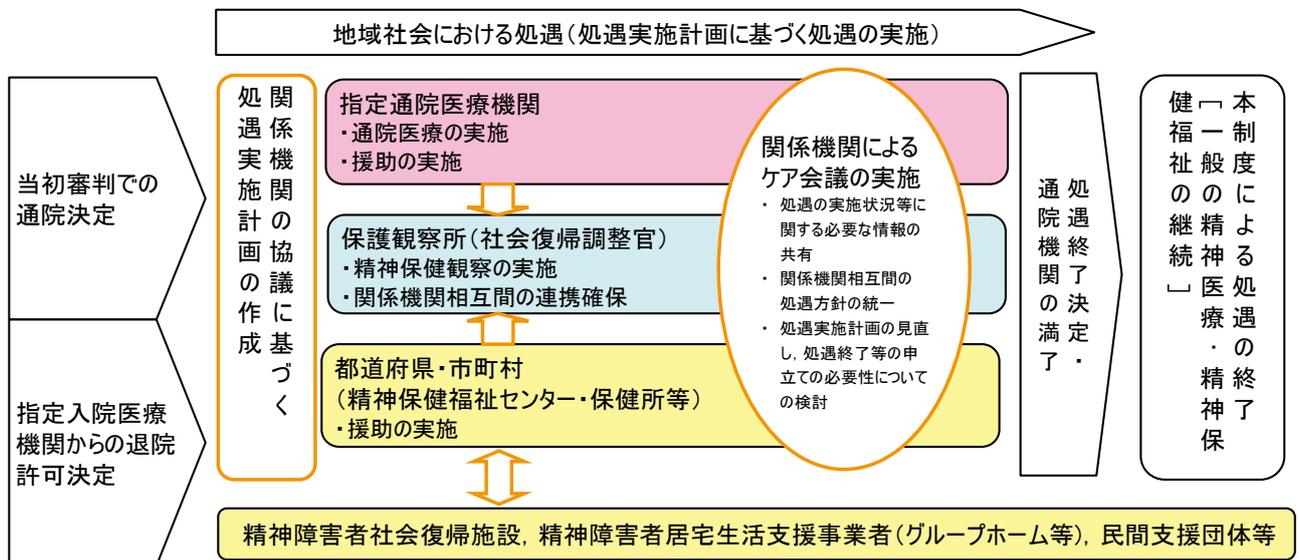
～医療観察病棟の整備をすすめています～

平成25年秋の開棟を目指して、医療観察病棟の整備をすすめています。
第4回目の特集として、今回は退院後の処遇などについてご紹介します。

滋賀県立精神医療センター 医療観察病棟 開棟までのスケジュール

	平成24年						平成25年									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
先行工事	～7/31	付属工事平成24年3月5日～7月31日														
本体工事	7/11 県議会 議決		本体工事 平成24年7月12日～平成25年8月31日											平成25年秋オープン	8月中旬頃 開棟式予定	
(病棟運営) マニュアル検討	先行施設の調査報告		ガイドライン・治療構造・理念の確認・構築			マニュアルの検討・作成			マニュアルの机上最終点検 (安全管理、事故・火災発生時対応、無断退去時対応、看護、業務、各種治療)			マニュアルの開棟直前 シミュレーション			8月下旬見 学会 予定	
(関係機関調整)							連携医療機関との打合せ 関係市町、近畿厚生局、保護観察所、警察協力依頼 地域連絡会議、外部評価会議、倫理会議 の開催にむけた調整									既存棟改修

地域社会における処遇の進め方について



医療観察制度に基づき、審判で通院決定を受けた人と、指定入院医療機関（医療観察病棟）に入院し、退院許可決定を受けた人については、地域社会において、指定通院医療機関が必要な専門的医療を提供するなか、関係機関・施設などが必要な援助を行います。

通院治療において、保護観察所は指定通院機関、都道府県・市町村等の精神保健福祉関係機関と協議して、対象となる一人ひとりについて「処遇の実施計画」を定め、関係機関は相互に連携協力しながら地域社会における処遇を進めます。

通院期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所の社会復帰調整官による精神保健観察が実施され、本人との面接や関係機関からの報告などを通じて、対象となる人の通院状況や生活状況を見守り、必要な指導や助言が行われます。

また、対象となる人の社会復帰を促進するため、精神保健福祉法等に基づき、都道府県・市町村（精神保健福祉センター、保健所等）や精神障害者社会復帰施設等による必要な援助が提供されます。



医療観察病棟とは？

～精神に障害を持つ人の社会復帰を促進するための入院病棟です～

精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態（心神喪失又は心神耗弱の状態といいます）で、殺人、放火、傷害（重大なもの）といった重大な他害行為を行った人について、精神科の専門的医療の提供や、社会的な調整を行うしくみを整えることなどにより、不幸な事態が繰り返されないよう、司法、行政、医療・福祉機関が連携し、社会復帰を継続的に支援・促進することを目的とする「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成17年7月施行）」に基づく、精神科の入院医療を提供するための入院病棟を医療観察病棟と呼んでいます。

完成予想図（パース）



建物の構造	鉄筋コンクリート造2階建
病床数	23床（予備床3床を含む）
人員体制（案）	医師 3名 看護師 30名 精神保健福祉士 3名 作業療法士 1名 臨床心理士 1名 事務職員 2名
開棟予定時期	平成25年秋

関西アルコール関連問題学会に参加して



平成 24 年 12 月 1、2 日に大阪で「第 19 回関西アルコール関連問題学会」が開催されました。

この学会は、アルコール依存症をはじめ、アルコールに関連するあらゆる問題に取り組む医療関係者や当事者、市民らが参加します。

今年は「一緒にやらへん？ほなよろか～」をメインテーマに、回復のために必要なネットワーク作りなどについて考えました。

今回、当センターから「外来治療プログラム(SMARPP)の治療効果を考える」、「滋賀県立精神医療センターでのアルコール医療の取り組み」、「院内女性アルコールミーティングにおける回復者との連携」について、発表しました。

参加したセッションでは、未成年者の飲酒問題や入院中の飲酒についての調査、自助グループについての発表などがありました。



最近のアルコール治療法としては、当センターでも行っている SMARPP（スマープ）という集団認知行動療法のほか、アルコール依存症に発展していかないよう酒量を減らすことを目的に職場などで取り組める「集団節酒指導用 H A P P Y」というプログラムがあり、早期からの取り組みや治療がすすめられています。



看護師 インターンシップのご案内

期 間：平成 25 年 3 月 1 日(金)～3 月 22 日(金)のうちの 2 日間
(ただし土・日、祝日を除く)

時 間：9 時～15 時（本人の希望で調整可）

内 容：病棟のほか、外来や地域生活支援部など、皆様のご希望を取り入れながら看護の体験ができます。

持ち物：白衣、ナースシューズ、昼食（病院内の売店・食堂使用可）

連絡先：看護部（☎ 077-567-5001）



交通のご案内



JR瀬田駅から

1. バス(滋賀医大方面行き)
 - ◆ 大学病院前下車 徒歩10分
 - ◆ 歯科技工士専門学校前下車徒歩5分
2. タクシー 約15分

JR南草津駅から

1. バス(草津養護学校行き)
 - 総合福祉センター前下車徒歩1分
2. タクシー 約10分

自動車

新名神高速道路
草津・田上ICから約5分

外来診療のご案内

診療日：月～金曜日

外来受付：午前8時30分～11時00分（予約制）

休診日：土・日・祝祭日・年末年始

	月	火	水	木	金
一般外来・内科	○	○	○	○	○
思春期専門外来		○		○	
アルコール専門外来			○		○

※原則**予約制**です。事前にお電話で予約をお取り下さい。

予約受付時間：診察日の13時00分～16時30分

予約専用電話：077-567-5023（外来）



※ホームページでもご覧いただけます

<http://www.med.shiga-pref.jp/pmc/>

〒525-0072

滋賀県草津市笠山8丁目4番25号

滋賀県立精神医療センター

TEL:077(567)5001/FAX:077(567)5033

